平成２７年３月袖ケ浦市定例記者会見

日　時　　平成２７年３月１８日（水）
　　午前１０時から
場　所　　市役所３階第１応接室

	発　　表　　事　　項 【担当課名】
1	地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地域消費喚起・生活支援型、地方創生先行型）を活用した事業の実施について 資料１ 【財政課】
2	長年の懸案であった奈良輪高須地区の雨水排水問題が解決 奈良輪雨水ポンプ場を稼働します 資料２ 【下水道課】
3	空き家等の管理の適正化に向けた取組み ～空き家等の適正な管理の推進に関する協定を締結～ 【都市整備課】
4	袖ケ浦市観光協会ウェブサイトをリニューアル！ 【経済振興課】
5	通りすぎてはもったいない！ 袖ケ浦観光ガイドマップをリニューアル！ 【経済振興課】
6	３月の「ゆりの里」は、桜まつりを開催！ 【経済振興課】
7	袖ケ浦市民便利帳の作成・配布について 【秘書広報課】

担当課　企画財政部財政課　　0438(62)2404

発　表　事　項

１　項　目

①地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地域消費喚起・生活支援型、地方創生先行型）を活用した事業の実施について

２　要旨及び経緯

国の補正予算成立に伴い、国から地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金が交付されることとなりました。この交付金を活用した事業を実施するため、平成２６年度一般会計補正予算（第６号）を編成し、３月１６日に議会に追加上程したことから、その概要についてお知らせするものです。

（１）地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金の内容

①「地域消費喚起・生活支援型交付金」

昨年末に閣議決定された「地方への好循環に向けた緊急経済対策」に対応し、地方公共団体が実施する地域における消費喚起策や、これに直接効果を有する生活支援を推進する事業に要する費用に対し国が支援する。

本市への交付予定額　３，６５６万９千円

②「地方創生先行型交付金」

「まち・ひと・しごと創生法」に基づく、地方公共団体による地方版総合戦略の策定と、当該戦略の策定に先行して行う事業であって、戦略に位置付けられる見込みの事業を実施するための費用に対し国が支援する。

本市への交付予定額　２，４５４万円

（２）平成２６年度一般会計補正予算（第６号）の内容

①補正額　９，２５５万４千円

※補正後予算額　２５７億９，５９７万３千円

・繰越明許費追加　８件（交付金実施事業費は全額繰越明許費設定）

（繰越明許費補正額計　１億１０６万１千円）

※詳細は、資料１のとおりです。

資料：別添1

地域消費喚起・生活支援型交付金　H26一般会計補正予算（第6号）計上事業

（単位：千円）

№	項目名	所管課	内　　容	補正予算計上内容		
				予算事業名	予算計上内容	予算額
1	ガウラっ子子育て応援券（多子世帯子育て応援券）交付事業	子育て支援課	多子世帯の生活支援に資するため、多子世帯に対し、「子育て応援券」を交付する。 ○多子世帯：H27.4.1現在で18歳未満の子どもが3人以上いる世帯 ○交付する子育て応援券の額等：世帯に対し、子ども1人当たり5,000円を交付（850世帯　2,700人） ○子育て応援券が使用できるサービス（予定） ◆保育・育児サービス（一時保育、延長保育、病後児保育、放課後児童クラブ日額利用、ファミリーサポートセンターの子どもの一時預かり・各種送迎） ◆生活支援サービス（ゆりの里等袖ケ浦市観光協会加盟店利用） ◆その他	03-02-01-004-01 児童福祉事務費	＜予算計上内容＞ ○臨時職員賃金 334千円 ○子育て応援券等印刷代　1,060千円 ○子育て応援券等郵送料　754千円 ○子育て応援券（児童扶助費）　13,500千円　　ほか	15,668
2	地元応援！ガウラとくとく商品券発行事業	経済振興課	地域での消費喚起及び地域経済活性化のため、袖ケ浦市商工会が実施するプレミアム付き商品券発行事業に対し、補助を行う。 ○プレミアム付き商品券発行：額面1万2千円を1万円で販売（1万円+プレミアム2千円） ○発行セット数：2万2千セット（1セット　500円×24枚） ○1セットの構成を「中小商店専用券」と「中小商店・大型店共通券」として販売し、中小店の活性化に配慮 ○商工会加盟店以外の店舗・サービスでも幅広く活用出来るよう従来の商品券よりも取扱い店舗拡大予定 ○使用できる店舗周知のため、「取扱店案内冊子」を作成	07-01-02-002-02 商工業総合振興事業	＜予算計上内容＞ ○袖ケ浦市商工会補助金　58,000千円 ◆商品券（プレミアム）交付額　2千円×22,000セット＝44,000千円 ◆事務経費及び換金手数料　14,000千円	58,000
合　　計						73,668

＜財源内訳＞　千円

国庫補助金：地域消費喚起・生活支援型交付金	36,569
県補助金：プレミアム付商品券市町村交付金事業補助金	31,445
一般財源	5,654

地方創生先行型交付金　H26一般会計補正予算（第6号）計上事業

（単位：千円）

№	地方創生先行型取組みとしての位置付け			所管課	補正予算計上内容		
	項目名	概　要	事業費		予算事業名	予算計上内容	予算額
1	袖ケ浦市総合戦略策定事業	本市の特性を踏まえ、定住促進、雇用の創出などにより人や地域、まちが元気になる魅力的な地域づくりに向けた施策を示す「袖ケ浦市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定するために必要な、専門的な調査等を実施する。	5,903	企画課	02-01-10-002-05 地方創生総合戦略策定事業費	（事業概要） 国及び県が策定するまち・ひと・しごと創生総合戦略を踏まえ、まち・ひと・しごと創生法及び総合計画におけるまちづくりの基本理念に基づき、「（仮称）袖ケ浦市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定する。 （予算計上内容） ○懇話会委員報償　520千円 ○総合戦略概要版　346千円 ○総合戦略策定支援業務委託　4,968千円　ほか	5,903
2	袖ケ浦シティプロモーション推進事業	本市の優れた交通利便性や豊富な自然環境など、本市の持つポテンシャルと、子育て、教育、観光、産業等の袖ケ浦の魅力を積極的かつ効果的にアピールすることにより、交流人口、定住人口の増加を図る。	4,478	秘書広報課	02-01-04-001-01 広報関係事務費	（事業概要） シティプロモーションを積極的に推進するため、市のＰＲ映像及びパンフレットを制作する。総合版と分野別版3種（企業誘致編、観光推進編、子育て支援編）を作成するほか、ＷＥＢ公開用の短縮バージョンとパンフレットも併せて作成する。 （予算計上内容） ○プロモーション映像等制作委託　4,478千円	4,478
3	袖ケ浦市子育て情報発信・コーディネート促進事業	子どもの誕生時からの子育てに役立つ制度や関連施策の情報を、妊娠中の方や子育て家庭にわかりやすく提供する。 また、保育所等で実施する子育て支援事業に多くの子育て中の親子が集いやすい環境を整え、保育士や「子育てコーディネーター」が保護者の子育ての相談に応じることで、子育てに関する悩み・不安の解消を図り、安心して、楽しく子育てができる環境を提供することにより、子どもの健全な発達を支援する。	4,736	子育て支援課	03-02-01-001-12 子育て支援拠点施設管理運営事業	（事業概要） 「体力向上」「情操教育」の観点から、そでがうらこども館に有用な備品を設置し、環境整備を進めることにより、児童の健全な発達の推進を目指すとともに、子育て日誌を作成し、子育てコーディネーターの相談活動に活用する。 （予算計上内容） ○乳児用技巧台　261千円 ○絵本　200千円 ○子育て日誌　1,073千円　ほか	1,634
					03-02-01-004-01 児童福祉事務費	（事業概要） 子育て支援ガイドブック、子育てマップを作成し、情報提供することにより子育てに関する不安等を解消し、楽しく子育てができるようにする。 （予算計上内容） ○子育て支援ガイドブック　1,350千円 ○子育てマップ　540千円	1,890
					03-02-04-002-03 一般管理事業	（事業概要） 「体力向上」「情操教育」の観点から、市立保育所に有用な備品を設置し、環境整備を進めることにより、児童の健全な発達の推進を目指す。 （予算計上内容） ・絵本棚（福王台・久保田・吉野田）　340千円 ・テーブル（福王台）　212千円 ・絵本（福王台、久保田、根形、平川 、吉野田）660千円	1,212
4	袖ケ浦椎の森工業団地企業誘致推進事業	現在、千葉県と共同で袖ケ浦椎の森工業団地2期地区の整備に着手しており、新たな産業の集積を図るため、平成29年度の分譲開始を目指し企業誘致に取り組んでいる。 新たな工業団地の整備と企業誘致により、安定した税収の確保と雇用の創出を図る。	4,142	経済振興課	07-01-02-005-02 椎の森工業団地整備事業	（事業概要） 平成２９年度の分譲開始に向けて、椎の森工業団地の誘致を積極的に推進する。 （予算計上内容） ○企業誘致パンフレット制作　983千円 ○企業立地推進業務委託（アンケート調査含む）　2,700千円 ○企業誘致展示用品制作　300千円　ほか	4,142
5	そでがうらツーリズム推進事業	本市の交通利便性を背景とした立地特性や恵まれた自然環境から産出される豊富な農畜産物など、本市の強みを活かすため、都市住民向けに、本市の魅力を発信する観光プロモーションを実施し、交流人口の増加を図るとともに、農業及び観光振興により地域の活性化を図る。	8,134	経済振興課	07-01-03-002-01 観光振興支援事業	（事業概要） 袖ケ浦魅力発見ツアー（豊富な農畜産物を生かし、収穫体験をメインとしたバスツアーを予定）、観光ガイドブック等のサービスエリア設置等、観光プロモーションを実施し、観光振興を図る。 （予算計上内容） ○観光協会補助金（袖ケ浦魅力発見ツアー実施）　1,670千円 ○観光プロモーション委託　6,464千円	8,134
合　計							27,393

＜財源内訳＞　千円

国庫補助金：地方創生先行型交付金	24,540
一般財源	2,853

担当課名　都市建設部下水道課　　0438(62)3657

発　表　事　項

１　項　目

②長年の懸案であった奈良輪高須地区の雨水排水問題が解決
奈良輪雨水ポンプ場を稼働します

２　要旨及び経緯

高須区及び奈良輪区、坂戸市場区、福王台の一部からなる奈良輪第一排水区域内の雨水排除と区域内の浸水を防ぐことを目的として、平成２４年度より建設工事を進めてきた奈良輪雨水ポンプ場を、３月２３日から稼働します。

（１）これまでの状況

現在、奈良輪第一排水区の雨水排水等は、自然流下により旧奈良輪漁港（ポンプ場建設用地）から東京湾に放流されています。

同地区周辺は地盤が低いため、東京湾の潮位が高い時（満潮時）には、海水の逆流を防止するため水門を閉めていますが、その際に降雨があると、同地区内の雨水幹線やＵ字溝の中に雨水が滞留し浸水被害を起こす原因となっていました。

（２）ポンプ場建設後

大型の雨水ポンプを設置し、潮位が高い時には水門で海水の逆流を防止しつつ、ポンプで雨水を強制排水することにより、浸水被害を防ぎます。

これにより、現在拡張工事中である奈良輪第一雨水幹線（平成２８年度完成予定）と併せて時間５０㎜の降雨に対応した施設となります。

なお、施設全体の竣工は、フェンスや舗装など外構工事が完了する１１月を予定しています。

３　ポンプ場の概要

（１）事業期間　平成２４年度から平成２７年度まで

（２）総事業費　約２５億円

（３）設備概要　詳細は、資料２のとおりです。

・電動ポンプ　　φ９００㎜　排水能力　２．４㎥／秒
・ディーゼルポンプ　φ９００㎜　排水能力　２．４㎥／秒
・ディーゼルポンプφ１０００㎜　排水能力　２．７５㎥／秒
　＊将来的にディーゼルポンプφ１０００㎜増設可能
・ポンプ４台と水門の稼働可能な出力６２５KVAの発電装置１基

４　問い合わせ先　下水道課　担当　小田喜　TEL0438(62)3657

資料：別添2

袖ケ浦市奈良輪雨水ポンプ場の概要

1. 奈良輪雨水ポンプ場建設の目的

建設の目的

○奈良輪雨水ポンプ場は、奈良輪第一排水区の最下流に位置し、同排水区域内の雨水排除を行い、区域内の浸水を防ぐことを目的として建設します。

○現在、当該区域に降った雨は、一部は地下に浸透し、また、田に滞水し、一部は既存の側溝などを流下して雨水幹線に集まり、旧奈良輪漁港の大水門を通って東京湾に排水されます。
　しかし、将来、市街化が進むと、田に貯留する雨の量は減り、流出する雨の量が増え、既存の施設では排水できなくなります。
　さらに、東京湾の満潮位と雨水幹線の洪水位に差がないことから、自然排水できる時間が限られます。

○こうしたことから、将来の雨水流出量の増加と東京湾の潮位を考慮し、区域内の浸水を防ぐために雨水ポンプ場が必要となります。

○なお、本計画では、ポンプ場に流入する雨水幹線の断面内に雨水貯留容量を確保して、その分、ポンプ設備の能力を小さくしました。また、旧奈良輪漁港をポンプ場の流入施設として活用することで、埋立の範囲を最小限としました。

下水道計画一般図

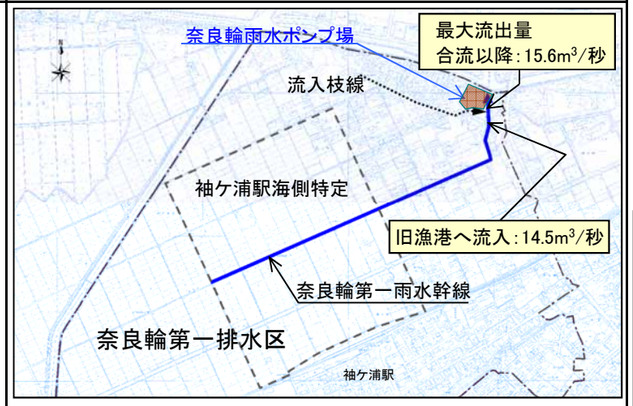

完成予想図

3. 外水位とポンプ場の関係

東京湾の水位（姉ヶ崎地区）		
基準標高	数値（T.P）	備考
朔望平均干潮位 ①	－ 1.17 m	
朔望平均満潮位 ②	＋ 0.87 m	
既往最大潮位	＋ 1.92 m	
計画高潮位 ③	＋ 2.87 m	朔望平均満潮位+2.00m
津波高 ④	＋ 2.40 m	

※構造物を浸水から守るため、耐水レベルを計画高潮位（＝T.P+2.87m）にあわせてT.P+3.00mとしています。

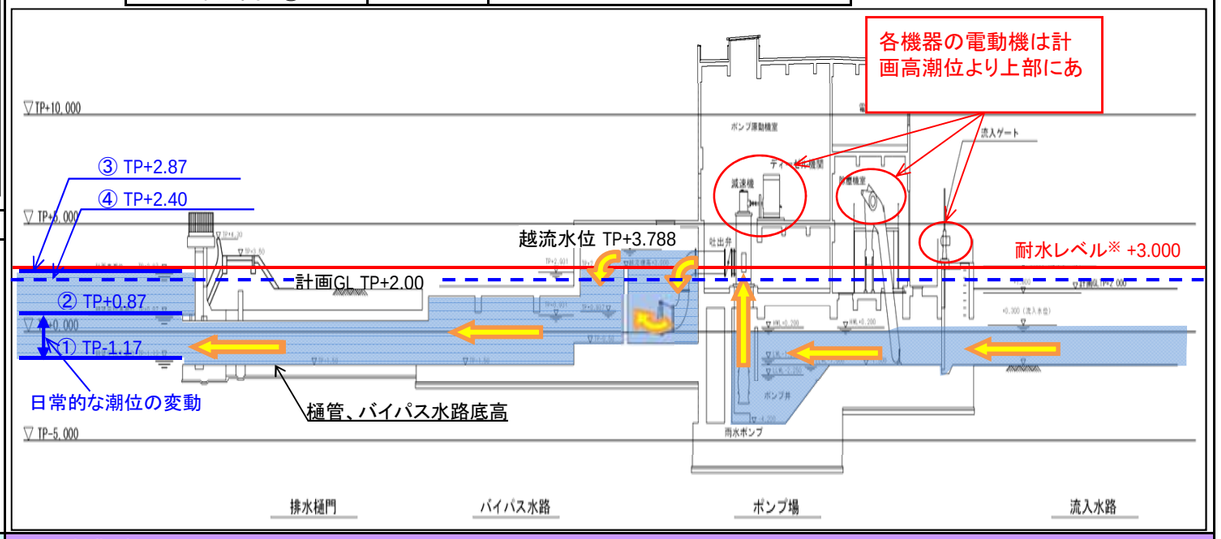

2. 計画諸元

ポンプ場全体配置図

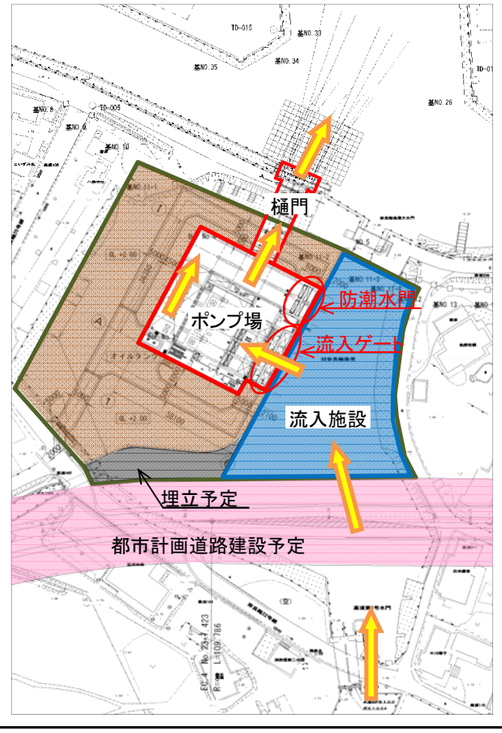

計画諸元

排水面積	計画区域	168.6 ha
	流入区域	51.9 ha
	計	220.5 ha
計画雨水流出量	将来計画	15.6 m^3/秒
	整備計画	13.4 m^3/秒
建物面積	床面積	1,227 m^2
	建築面積	670 m^2
ポンプ仕様※	型式	立軸斜流ポンプ
	将来計画	10.3 m^3/秒
		φ1000×2.75m^3/秒×240kw×2台（ディーゼル）
		φ900×2.40m^3/秒×210kw×1台（電動機）
		φ900×2.40m^3/秒×220kw×1台（ディーゼル）
	整備計画	7.55 m^3/秒
		φ1000×2.75m^3/秒×240kw×1台（ディーゼル）
		φ900×2.40m^3/秒×210kw×1台（電動機）
		φ900×2.40m^3/秒×220kw×1台（ディーゼル）
監視制御方法		常時無人・遠方監視

※ 雨水幹線に貯留しつつポンプ排水を行う。
※ 市街化の度合いによりポンプを増設する。

＜水門の操作方法＞
○ポンプ場には防潮水門とポンプ施設への流入ゲートの2種類の水門があります。

○流入水位がポンプの計画高水位に達すると防潮水門が閉じるとともに、流入ゲートが開いてポンプが稼動します。流入量がポンプ能力を超えると貯留が始まります。

4. 事業計画

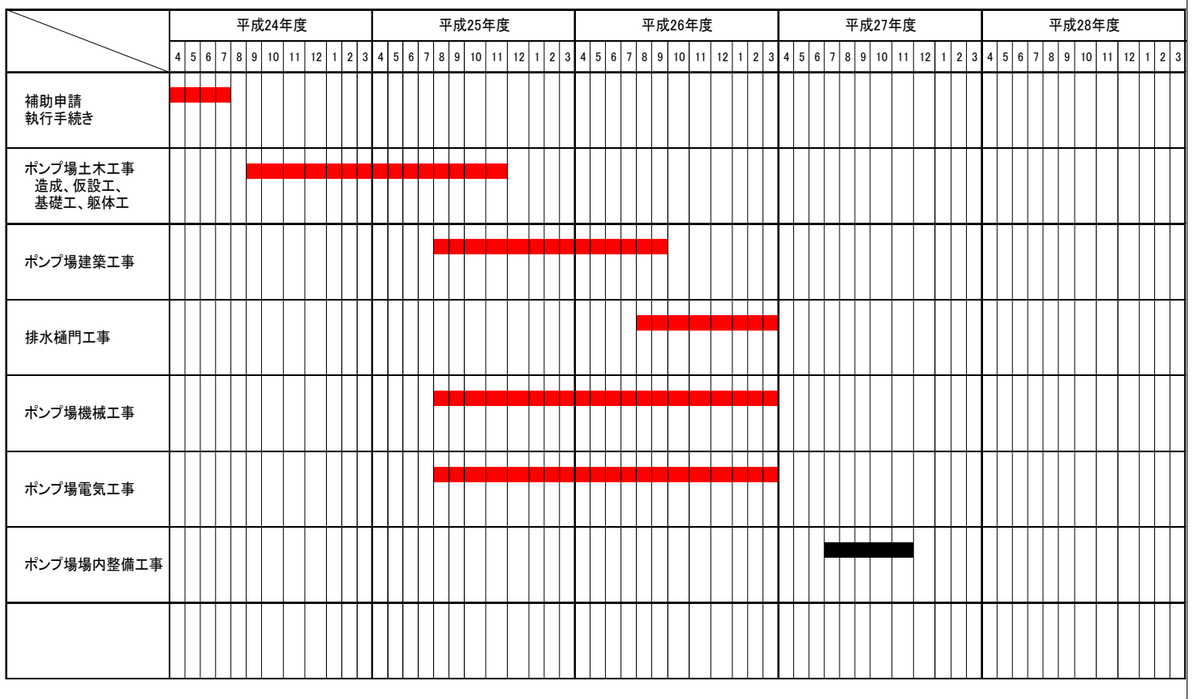

奈良輪雨水ﾎﾟﾝﾌﾟ場への排水範囲

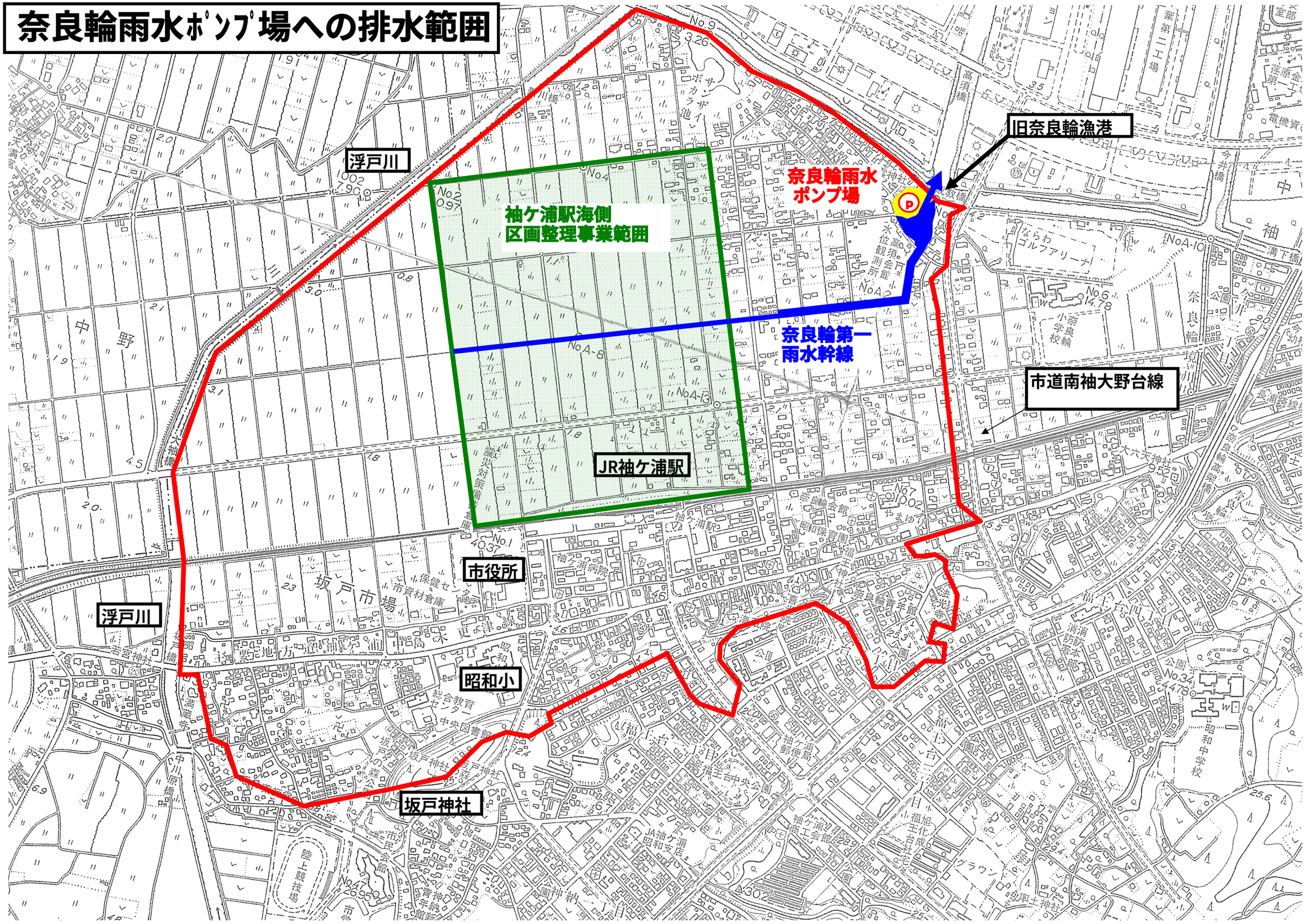

発　表　事　項

1　項　目

③空き家等の管理の適正化に向けた取組み

～空き家等の適正な管理の推進に関する協定を締結～

2　要旨及び経緯

市では、空き家等が管理不全な状態になることの防止や管理不全な状態の解消を目的として、４月１日に空き家等の適正な管理に関する条例を施行し、空き家等の所有者、市及び市民等が相互に連携した取組みを実施します。

その取組みの一環として、空き家等の管理の適正化に向け、現場の管理業務を担っていただくため、シルバー人材センターと協定を締結することとしました。

協定において市は、市内にある空き家等の所有者等から管理業務の相談を受けた場合は、シルバー人材センターの業務を紹介するとともに、広報、市ホームページその他の適切な方法により、業務のＰＲを行い、シルバー人材センターは、空き家等の所有者等との業務契約により、見回り、空き家等の除草、樹木の伐採、枝下ろし、植木の剪定、小修繕等の業務を行います。

3　協定締結式

（１）日時　平成２７年３月１８日（水）定例記者会見終了後

（２）会場　市役所　第一応接室

（３）内容　市と袖ケ浦市シルバー人材センターとによる「空き家等の適正な管理の推進に関する協定」の締結

（４）出席者

袖ケ浦市長

袖ケ浦市シルバー人材センター会長

4　問い合わせ先　都市整備課　担当　佐藤、深井　℡0438（62）3516

○協定内容（抜粋）

（甲が行う業務）

第３条　甲は、次の業務を行う。

(1) 甲は、市内にある空き家等の所有者等から管理業務の相談を受けた場合は、乙の業務を紹介するものとする。

(2) 甲は、広報、市ホームページその他の方法により、乙が行う空き家管理業務をＰＲするものとする。

（乙が行う業務）

第４条　乙は、空き家等の所有者等と契約し、次の業務を行う。

(1) 見回り（目視点検）

(2) 空き家等の除草等

(3) 樹木の伐採、枝下ろし

(4) 植木の剪定

(5) 小修繕

(6) その他、所有者の要望による空き家等の一般管理

甲　袖ケ浦市

乙　公益社団法人袖ケ浦市シルバー人材センター

○シルバー人材センターの業務内容及び料金の目安は、別添のチラシを参照してください。

空き家の管理でお困りの方は、

袖ケ浦市シルバー人材センターへ
ご相談ください

当センターでは、袖ケ浦市と連携した事業として、空き家等が放置され、管理不全な状態となることを防止するため、袖ケ浦市と空き家等の適正な管理に関する協定を締結いたしました。

この協定は、袖ケ浦市と当センターが相互に連携・協力し、市内の空き家等の適正な管理を進めることにより、良好な生活環境の保全及び安全で安心な街づくりの推進に寄与することを目的としています。

業務内容は、空き家等の見回り、敷地の除草、樹木の伐採、枝下ろし、植木の剪定や小修繕などがありますので、ぜひ、お気軽にご相談ください。

業務内容及び料金の目安

見回り　**1回あたり**　**1，950円**　（空き家等の確認、写真、報告書の送付）

除草作業　**1日程度**　**6，912円**　（草の搬出処分は、別途費用が掛かります）

植木剪定・枝おろし作業　（高さ４ｍ以下の樹木まで）

1日程度　**10，800円**（枝等の搬出処分は、別途費用が掛かります）

＊　料金については、空き家等の状態や広さによって変わってきますので、
現場を確認して見積書を作成いたします。

公益社団法人　袖ケ浦市シルバー人材センター

〒299-0256　千葉県袖ケ浦市飯富１６０４（社会福祉センター内）
電　話　０４３８－６３－６０５３
ＦＡＸ　０４３８－６２－９９３８
E - mail : sodegaura@sjc.ne.jp

袖ケ浦市条例第２３号

袖ケ浦市空き家等の適正な管理に関する条例（**抜粋**）

（目的）

第１条　この条例は、適正に管理されていない空き家等が防災、防犯、衛生等の観点から周辺の生活環境に影響を及ぼしていることに鑑み、空き家等が管理不全な状態となることを防止すること及び管理不全な状態を解消することにより、市民等の生命、身体及び財産を保護するとともに良好な生活環境の保全を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　空き家等　市内に所在する建築物その他の工作物（既に倒壊したものを含む。以下「建築物」という。）で、常時無人の状態又はこれに類する状態にあるもの及びその敷地をいう。

(2)　所有者等　空き家等を所有し、又は管理する者をいう。

(3)　市民等　市内に居住し、若しくは在勤する者又は市内の土地若しくは建築物の所有者若しくは権原に基づく占有者をいう。

(4)　管理不全な状態　次のいずれかに該当する空き家等の状態をいう。

ア　建築物の倒壊、建築資材の剥落若しくは飛散又は敷地内に存する樹木の倒木により、人の生命、身体又は財産に危害を及ぼすおそれのある状態

イ　容易に不特定の者が侵入することができ、火災及び犯罪を誘発するおそれのある状態

ウ　敷地内に存する樹木若しくは雑草の繁茂又は資材等の散乱等により、周辺の生活環境の保全に支障を及ぼす状態

（相互の連携）

第３条　所有者等、市及び市民等は、相互に連携して空き家等の適正な管理を推進するものとする。

（所有者等の責務）

第４条　所有者等は、その所有し、又は管理する空き家等が管理不全な状態とならないよう自己の責任において適正に管理しなければならない。

（市の責務）

第５条　市は、空き家等の適正な管理に関する必要な施策を実施するものとする。

２　市は、自治会その他関係団体と連携し、市民等に空き家等の適正な管理に関する意識の啓発を行うものとする。

（市民等の役割）

第６条　市民等は、空き家等が管理不全な状態にあると認めるときは、市長に対し、当該空き家等に関する情報を提供することができる。

２　市民等は、地域の良好な生活環境の保全に努めるとともに、市が前条第１項の規定により実施する施策に協力するものとする。

以下については、内容を省略

第７条　　（実態調査）

第８条　　（立入調査等）

第９条　　（指導又は助言）

第１０条　（勧告）

第１１条　（命令）

第１２条　（代行措置）

第１３条　（公表）

第１４条　（代執行）

第１５条　（空き家等対策審議会）

第１６条　（民事による解決との関係）

第１７条　（協力要請）

第１８条　（規則への委任）

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成２７年４月１日から施行する。

担当課名　環境経済部経済振興課　　0438(62)3428

発　表　事　項

１　項　目

④袖ケ浦市観光協会ウェブサイトをリニューアル！

２　要旨及び経緯

袖ケ浦市観光協会ウェブサイトは、導入から１０年近くが経過し、その間にスマートフォンやタブレット端末が普及するなどインターネットを取り巻く環境は大きく変化しました。

従来のウェブサイトでは、スマートフォン等の表示の最適化に対応できないなどの課題が生じていたため、このような課題の解消を図るとともに、観光情報を効率的に運用し、本市を訪れる観光客数の増大に寄与することを目的とし、リニューアルしました。

（１）事業費　　１，２９６，０００円（税込）

（２）リニューアルのポイント

①３６０°天球画像による観光スポットの紹介

トップページに、臨場感溢れる３６０°の天球画像を掲載してあります。毎月更新し、旬な観光スポットを紹介します。

※トップページの画像は、資料：別添３のとおりです。

②スマートフォン等の表示の最適化

スマートフォン等からのアクセスにも、閲覧しやすく、スムーズに情報を取得できるよう、表示の最適化を図りました。

③観光協会会員による会員ページの更新

従来のウェブサイトでは、文字等の変更をする場合、保守業者へ修正依頼をするため、修正するまでに時間を要していました。

リニューアル後は、会員が自らページ更新することが可能となり、修正するまでの時間を短縮するとともに、積極的な情報発信が可能となりました。

（３）観光協会ホームページＵＲＬ　https://sodegaura-kanko.org/

３　問い合わせ先

袖ケ浦市観光協会　℡０４３８（６２）３４３６

担当課名　環境経済部経済振興課　　0438(62)3428

発　表　事　項

１　項　目

⑤通りすぎてはもったいない！

袖ケ浦市観光ガイドマップをリニューアル！

２　要旨及び経緯

袖ケ浦市観光協会では、毎年発行している観光ガイドマップをリニューアルしました。

今年は、従来のＡ４サイズから、ジャバラ折を採用したＡ４サイズの変形型とし、手に取りやすく、携帯しやすいコンパクトなガイドマップとしました。

ご当地グルメの「ホワイトガウラーメン」をはじめ、一年を通して楽しめる「味覚狩り」、市商工会・観光協会公認の特産推奨品の紹介など、市の魅力を満載した一冊となっています。

また、裏表紙のイベント写真には、ＡＲ機能を搭載し、動画を再生することができます。

裏面には、市全体地図を掲載し、多くの観光客で賑わう三井アウトレットパーク木更津や海ほたるパーキングエリアから本市を訪れていただけるよう、両施設も併せて掲載しました。

また、お勧め観光コースや飲食店等も紹介しています。

（１）事業費　２，３７６，０００円（税込）

（２）部　数　５０，０００部

（３）用　途　市内観光施設、三井アウトレットパーク木更津内チーバくんプラザや海ほたるパーキングエリアに設置するほか、各種観光イベント等で配布し、観光ＰＲに活用します。

３　問い合わせ先

袖ケ浦市観光協会　　℡０４３８（６２）３４３６

担当課名　環境経済部経済振興課　　0438（62）3426

発　表　事　項

１　項　目

⑥３月の「ゆりの里」は、桜まつりを開催！

２　要旨及び経緯

袖ケ浦市農畜産物直売所「ゆりの里」の近くにある袖ケ浦公園では、これから桜が見頃を迎え、毎年、市内外から多くの花見客が訪れます。

袖ケ浦公園の桜にあやかり、「ゆりの里」において、以下のとおり「桜まつり」を開催します。

３　日　時　　平成２７年３月２１日（土）
　　午前９時３０分から午後３時まで

４　会　場　　袖ケ浦市飯富１６３５番地１
　　袖ケ浦市農畜産物直売所「ゆりの里」

５　内　容

・袖ケ浦市酪農組合によるモツ鍋、ホットミルクの試飲
・杵つき餅販売
・生産者による PR 販売

６　問い合わせ先

袖ケ浦市農畜産物直売所「ゆりの里」　℡0438（60）2550

担当課名　企画財政部秘書広報課　　0438(62)2435

発　表　事　項

１　項　目

⑦袖ケ浦市民便利帳の作成・配布について

２　要旨及び経緯

袖ケ浦市では、日常生活に関わりの深い市の制度や手続き、窓口の案内、医療機関や地域情報など、市民の皆さんが知りたい情報をまとめた冊子「袖ケ浦市民便利帳」を作成し、市内全世帯に配布いたします。

前回の発行（平成２３年６月）から３年が経過したことから、改めて内容を見直し、刷新・充実を図りました。

また、前回の発行と同様、今回の作成及び発行についても、民間事業者との官民協働事業として、市が財政負担することなく実施しました。

事業費は、掲載されているスポンサーの広告料で賄われています。

３　便利帳の概要

（１）規 格 等　Ａ４版　１２０ページ　フルカラー印刷

（２）内 容 等　平成２７年４月１日現在の袖ケ浦市ガイドの他、防災・緊急情報、健康情報等の全１１項目で、利便性の高い袖ケ浦市の情報誌となっています。

（３）制作部数　２８，０００部

（４）電子書籍　今回から新たに便利帳の電子書籍も作成し、パソコンやスマートホンからの閲覧にも対応できます。

（閲覧時期については、事業者と調整中）

４　配布時期

（１）全世帯配布

平成２７年３月１１日（水）から４月１０日（金）までの間に、協働事業者がポスティングにより市内全世帯に配布

（平成２７年３月１日現在世帯数　２５，２９８世帯）

（２）転入者への配布

平成２７年３月１１日（水）から市役所市民課、各行政センターで配布

５　協働事業者　株式会社サイネックス

大阪市中央区瓦屋町三丁目６番１３号

６　問い合わせ先　秘書広報課　　℡０４３８（６２）２４３５